

よくある質問

Q1. 過去に東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金を申請し、交付を受けた車両は、今回の支援金の対象になりますか。

A1. 今回の交付要件を満たしていれば対象になります。

Q2. 令和8年7月1日から令和8年10月30日の全期間にわたって車両を保有していましたが、休業していた期間があります。支援金の対象になりますか。

A2. 休業していた期間があったとしても、交付要件を満たしていれば対象になります。

Q3. 本社は東京都外ですが、都内に営業所があります。支援金の対象になりますか。

A3. 本社が都外でも、車両のナンバーが都内の車両であれば対象になります。

Q4. 東京都内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。

A4. 車両のナンバーが都内であれば対象になります。

Q5. 都内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。

A5. 本社でまとめて申請してください（運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。）。

Q6. バイク便の事業者です。バイクは支援金の対象になりますか。

A6. 原動機付自転車、二輪自動車等のいわゆるバイクは、対象になりません。

Q7. 冷蔵冷凍車や高圧ガス運送用のタンク車は、支援金の対象になりますか。

A7. 主として貨物を運搬するタイプの特種用途自動車であれば対象になります。

Q8. 廃棄物運送事業者です。支援金の対象になりますか。

A8. 貨物運送事業法に基づく許可を受けた事業に使用している普通自動車（緑ナンバー）または届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合には、その車両が対象になります。

Q9. 提出書類のうち、国土交通大臣の許可書（または国土交通大臣への届出書）を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。

A9. 関東運輸局東京運輸支局に許可内容（または届出内容）に係る証明願を提出すれば、証明してもらえますので、許可書（または届出書）の代わりにその写しを御提出ください。なお、証明願は、下記ホームページからダウンロードできます。
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/riku_about_syoumei.html

Q10. 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。

A10. 申請後の審査が終了次第、順次交付します。

Q11. 申請は先着順ですか。予算に上限はありますか。

A11. 本事業は、予定台数（予算額）に達した時点で終了します。

よくある質問

Q12. 当座預金で通帳がない場合は何を添付すれば良いですか。

A12. 当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書など、口座の名義人と銀行名、支店名、口座番号等が確認できる書類を添付してください。

Q13. 法人番号は国税庁のものでしょうか、それとも履歴事項全部証明書に記載されているものですか。

A13. 国税庁のものを記入してください。

Q14. 1事業者につき申請台数に上限はありますか。

A14. ありません。

Q15. 車両が111台以上あるときは、車両一覧の記載欄はどうすれば良いですか。

A15. 記載欄は111台以上の場合は④のシートをコピーして、No.を変更してお使いください。

Q16. 誓約書の所在地、企業の名称等、代表者職・氏名は、ゴム印でも良いですか。

A16. ゴム印でも構いません。

Q17. 誓約書に押印する印鑑は認印でも構いませんか。

A17. 特に指定はありませんので、認印でも構いません。

Q18. 令和5年1月4日から車検証が電子化されましたが、電子化後の車検証には有効期間が掲載されていません。この場合、こういった書類を提出すれば良いですか。

A18. 「自動車検査証記録事項」の写しを、提出してください。「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードし、印刷の上、提出してください。

Q19. 法人事業概況説明書(または会社事業概況書)は、関東運輸局(またはトラック協会)に毎年提出する事業概況報告書のことですか。

A19. 法人事業概況説明書(または会社事業概況書)は、確定申告等の際に税務署に提出する資料です。事業概況報告書ではありません。直近の確定申告時のものをご提出ください。

Q20. 法人事業概況説明書(または会社事業概況書)は、全ページ提出するのですか。

A20. 1ページ目(「4 期末従業員等の状況」または「⑨従業員数」が確認できるページ)のみで構いません。

Q21. 履歴事項全部証明書の取得時期に決まりはありますか。

A21. 会社名、代表者、資本金の額等に変更が無ければ、取得時期は問いません。

よくある質問

Q22. 申請は1回限りですか。

A22. 1社(個人事業主の場合は1人)につき1回限りとなります。

Q23. 都の交付決定後に区又は市が同様の補助金を創設したらどうなりますか。

A23. 区又は市が今後都と同様の補助金を創設したとしても、都の交付金を遡って不交付にするということはありません。

Q24. 中小企業者の定義については、「親会社があってはならない」など中小企業法以外に何か要件はありますか。

A24. 「従業員数300人以下又は資本金3億円以下」のみで、その他の要件はありません。

Q25. 「従業員数300人以下又は資本金3億円以下」という要件は、法人単位で判断するのですか、事業所単位で判断するのですか。

A25. 法人単位で判断するため、都内にある事業所が「従業員数300人以下又は資本金3億円以下」でも法人全体で「従業員数300人超かつ資本金3億円超」の場合は申請不可となります。

Q26. 緑ナンバーで貨物運送事業の許可を得ている霊柩車やゴミ処理用の車両は対象となりますか。

A26. 対象となります。

Q27. 車検証の所有者と使用者が違う車両は交付対象外ですか。

A27. 所有者又は使用者のどちらかに申請者の名前があれば交付対象となります。

Q28. 車両の交換をした場合、車両一覧には新旧の車両を書いた方が良いですか、それとも新しい方だけで良いですか。

A28. 令和8年7月1日時点で事業の用に供している車両を記載ください。なお、場合によっては状況の問い合わせをさせて頂く場合がございますのであらかじめご了承ください。

Q29. 自社でリースしている車両については、使用者の名義が「外注先の個人」になっています(所有者の名義は、リース会社)。この場合、支援金の交付対象になりますか。

A29. 対象になりません。車両は、事業者が所有し、又は借用している必要があるため、使用者も所有者も事業者でない車両は対象外です。

Q30. 都と他県にも営業所があるが、どこまでの車両が対象となりますか。

A30. 都内にある営業所の都内ナンバーの車両のみ対象となります。

Q31. 交付決定通知は郵送で送られてくるのですか。

A31. 郵送で送付します。

Q32. 令和8年7月1日から令和8年10月30日まで車両を所有していましたが、申請時点で減車した場合にはどの様にすればよいですか。

A32. 今回の支援金の対象要件として、確認のため提出いただく車検証等は、令和8年7月1日時点で有効な車検証等となります。令和8年7月1日時点の車検証等を審査・確認をします。

(参考) 金融機関コード

申請書(第1号様式)の「3 振込先」を記入する際は、以下のリンク先をご参照ください。

なお、以下に記載のない金融機関であっても振込可

https://www.zengin-net.jp/zengin_system/member/